

第

5565

号

READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2016年)平成28年10月5日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyo.com>

⤴ 農地の納税猶予制度の見直し

Q：平成28年度の税制改正では、農地の納税猶予制度が見直されたそうですが、どのようなになったのですか？

A：準農地に区分地上権を設定した場合の取扱いが新設されました。

【解説】

農地の納税猶予制度とは、農業を営んでいた被相続人又は特定貸付けを行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続又は特定貸付けを行っている場合に限り、その納税が猶予されるという制度です。

平成28年度では、納税猶予の確定事由となっている特例適用農地等の権利の設定から区分地上権の設定があった場合において、その特例適用農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおけるその設定が除かれるとする規定が新設されました。

したがって、今後は、特例適用農地等に区分地上権が設定された場合でも、農業相続人がその特例適用農地等の耕作を継続しているときは、納税猶予の期限は確定しないこととなります。

この取扱いは、平成28年4月1日以後の区分地上権の設定について適用されます。

